国立大学法人東京農工大学基金規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学基金規程を次のとおり改正する。

現行	改正
本則 (事務) 第13条 委員会の事務は、 <u>基金を運営する部局等</u> の協力を得て、 総務部総務課広報・基金室において処理する。 2 (略) 3 基金(前項の基金を除く。)の受入れ及び運営等に関する事務 は、関係部署の協力を得て、総務部総務課広報・基金室及び担 当部局等において処理する。	本則 (事務) 第13条 委員会の事務は、 <u>関係部署</u> の協力を得て、総務部総務課 広報・基金室において処理する。 2 (略) 3 基金(前項の基金を除く。)の受入れ及び運営等に関する事務 は、関係部署の協力を得て、総務部総務課広報・基金室において処理する。

附 則 (規程第53号)

この規程は、平成26年11月17日から施行する。